

第1回 安来市景観計画策定委員会

令和8年3月13日



もくじ

1. 景観計画の目的
2. 景観計画の位置づけ
3. 景観計画とは
4. 市民アンケート調査結果
5. 安来市の景観特性
6. 景観計画の方向性

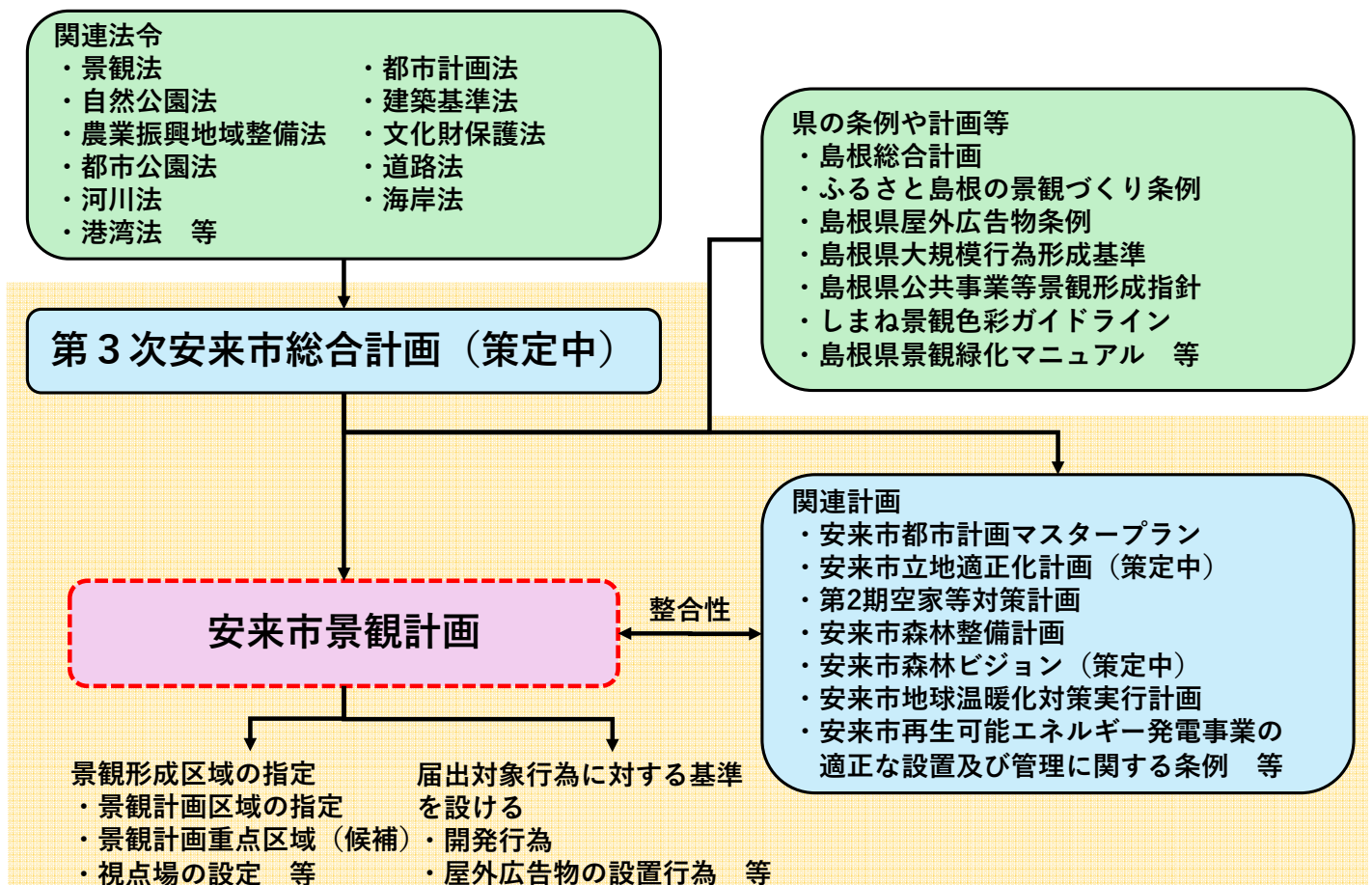
1. 景観計画の目的

安来市の良好な景観を形成・維持・向上すること

安来市には、出雲国風土記に登場する飯梨川や伯太川などの河川をはじめ、安来節の歌詞にも登場する社日桜や十神山など、四季折々の自然を感じられる景観が数多くあります。また、歴史文化を感じられる町並みや、城跡といった景観も残されています。

本計画では、これらの美しい景観を守り育てていく景観づくりを進めていきます。

2. 景観計画の位置づけ

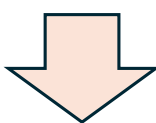


3. 景観計画とは

景観計画とは、まちの良好な景観を守り育てるために、景観法に基づいて県や市町村が策定する基本計画です。

安来市では、現在「ふるさと島根の景観づくり条例」や「島根県屋外広告物条例」といった県の条例によって、一定規模以上の開発について、ルールが定められています。

県条例は県内全体に対する規制のため、地域の実情の反映や、市民の意見を取り入れた見直しが難しいため、景観法に基づく景観計画の策定・景観条例の制定を目指しています。



景観計画では、市内の事情に考慮した良好な景観形成に関する具体的な方針やルールを定めます。

5

4. 市民アンケート調査結果

【市民アンケート概要】

安来市の景観の現状や景観への市民の意識を把握するため、18歳以上の市民1,500名に対して景観アンケートを実施しました。

実施期間：令和7年9月10日～10月17日

市民アンケート回収結果

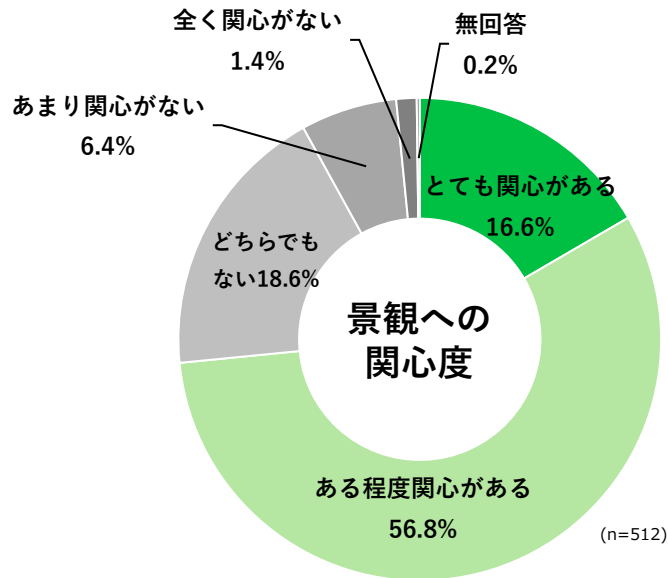
	安来地区	広瀬地区	伯太地区	合計
調査数	500名	500名	500名	1,500名
回収数	170名	164名	174名	512名
回答率	34.0%	32.8%	34.8%	34.1%
許容誤差	-	-	-	4.3%
信頼度	-	-	-	95%
調査方法	郵送 & WEB			

6

4. 市民アンケート調査結果

【景観への関心度（問5）】

安来市の景観に対して、およそ7割の市民が「関心がある」と回答している



市民の景観への関心は高い傾向

7

4. 市民アンケート調査結果

【景観の良好度（問6）】

【良好だという回答】

⑦チューリップや桜などの花の景観
(73.0%)

③大山を望む景観
(63.2%)

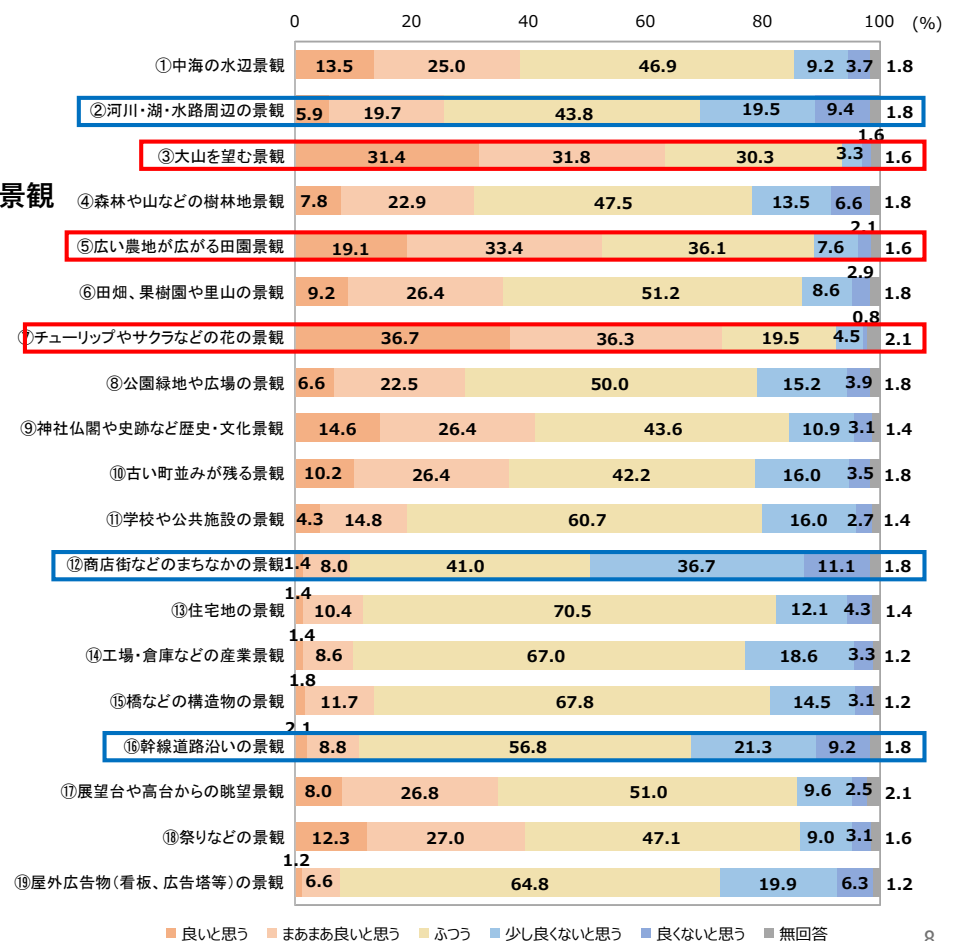
⑤広い農地が広がる田園景観
(52.5%)

【不良だという回答】

⑫商店街などのまちなかの景観
(47.8%)

⑯幹線道路沿いの景観
(30.5%)

②河川・湖・水路周辺の景観
(28.9%)



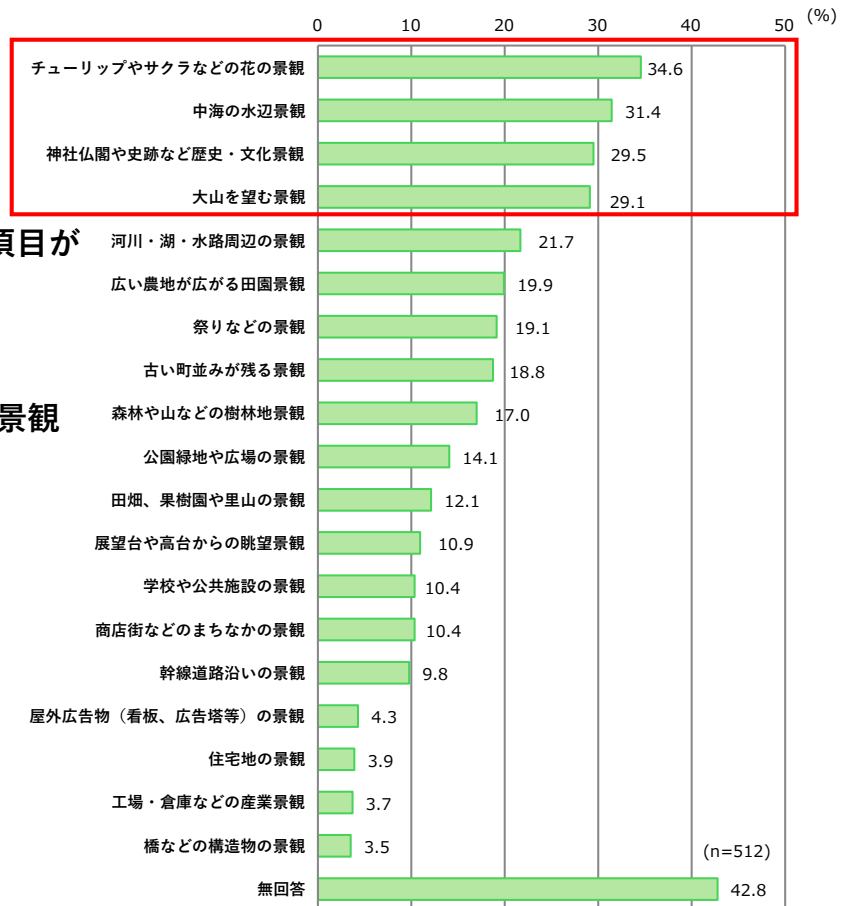
8

4. 市民アンケート調査結果

【重要だと思う景観（問6）】

重要だと思う景観について以下の4項目が市民の関心が高かった。

- ・チューリップやサクラなどの花の景観
177件（34.6%）
- ・中海の水辺の景観
161件（31.4%）
- ・神社仏閣や史跡など歴史文化景観
151件（29.5%）
- ・大山を望む景観
149件（29.1%）



9

4. 市民アンケート調査結果

【今後も残したいと思う景観（問7）】

安来地区（件数）		広瀬地区（件数）		伯太地区（件数）	
清水寺	45件	月山富田城	98件	チューリップ畑	75件
桜・桜並木	32件	桜・桜並木	41件	上の台緑の村	27件
中海	25件	河川・河川敷	11件	桜・桜並木	15件
大山が見える景観	19件	神社仏閣	11件	町並み	13件
白鳥・白鳥ロード	16件	町並み	10件	要害山	10件
社日公園・社日山	15件	三日月公園	10件	田園風景・田畑・棚田	9件
十神山	15件	祭り・イベント	7件	風車	9件
月の輪まつり	12件	田園風景・棚田	7件	鷹入の滝	7件
公園	9件	足立美術館	5件	神社仏閣	7件
神社仏閣	8件	山佐ダム	4件	比婆山	7件
能義平野と白鳥	8件	富田山荘	4件	河川	7件
古代出雲王陵の丘	5件	布部ダム	3件	井尻小学校	5件
河川	5件	祇園祭	3件	奥野邸	4件
足立美術館	5件	公園	2件	祭り・イベント	2件
山	3件	城下町	2件	あじさいロード	1件
中海ふれあい公園	3件	湯田山荘	2件	茶畑	1件

10

4. 市民アンケート調査結果

【改善するべきだと思う景観（問8）】

全体に共通して、「草木・植生管理」「空き家・耕作放棄地」「道路・歩道」について市民の関心が高い結果となった。

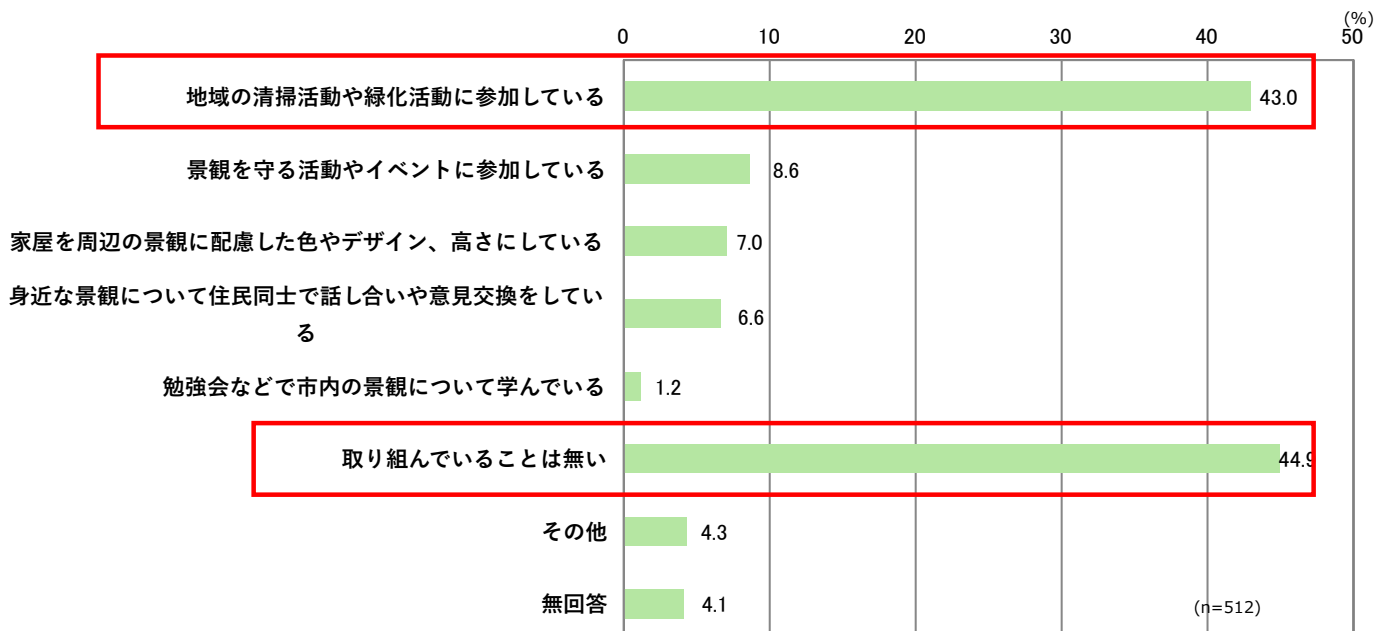
安来地区（件数）		広瀬地区（件数）		伯太地区（件数）	
草木・植生管理	42件	草木・植生管理	23件	草木・植生管理	27件
道路・歩道	29件	公園・広場	11件	道路・歩道	7件
空き家・耕作放棄地	28件	月山富田城跡	11件	空き家・耕作放棄地	6件
商店街・市街地活性	26件	建物・施設	7件	建物・施設	6件
公園・広場	23件	空き家・耕作放棄地	7件	河川・水辺	6件
河川・水辺	20件	道路・歩道	7件	上の台緑の村	4件
建物・施設	13件	商店街・市街地活性	6件	商店街・市街地活性	3件
駅	7件	神社仏閣	3件	比婆山	3件
十神山・十神山周辺	6件	富田山荘	2件	チューリップ畑	2件
清水寺・清水寺周辺	5件	ダム周辺	2件	公園・広場	2件
神社仏閣	4件	ゴミ・清掃	1件	ゴミ・清掃	1件
プロテリアル工場	2件			安田要害山城	1件
安来港	2件			看板・標識	1件
ゴミ・清掃	1件				

11

4. 市民アンケート調査結果

【良好な景観を形成するために取り組んでいること（問9）】

「地域の清掃活動や緑化活動に参加している」と回答した方が、全体の43.0%となり、「取り組んでいることは無い」と回答した方は44.9%を占める結果となった。

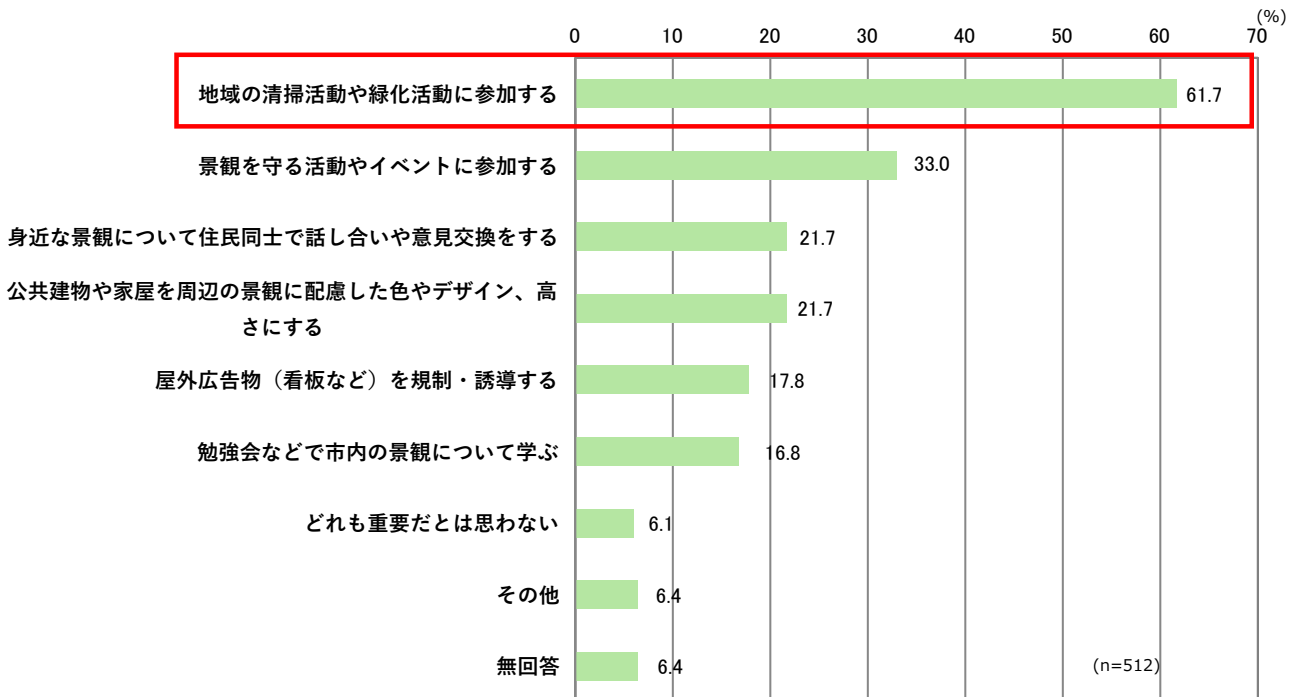


12

4. 市民アンケート調査結果

【良好な景観を形成するために重要だと思う取り組み（問10）】

「地域の清掃活動や緑化活動に参加する」ことが重要だと回答した方が全体の6割を占める結果となった。

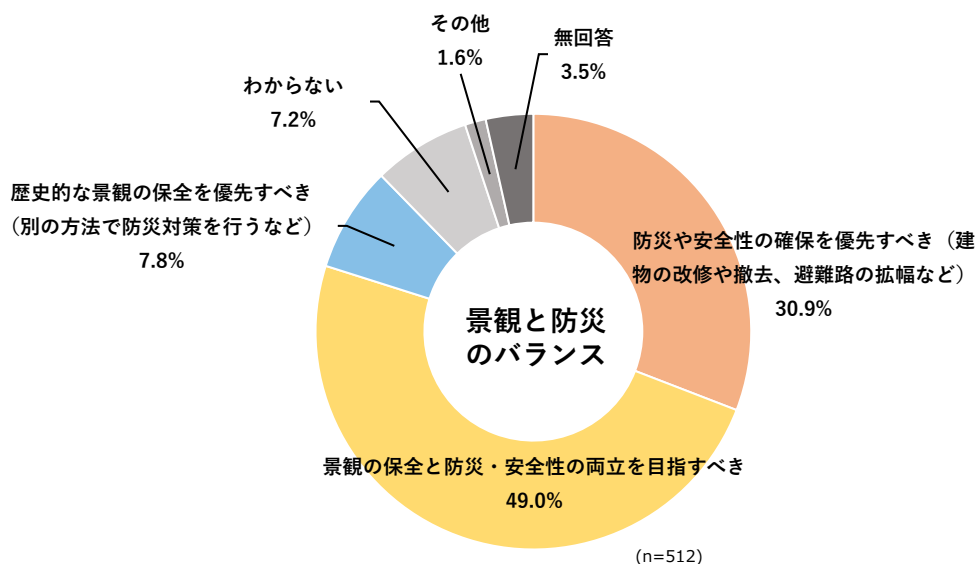


13

4. 市民アンケート調査結果

【景観と防災のバランスについて（問11）】

「景観の保全の防災・安全性の両立を目指すべき」が全体の49.0%を占め、「防災や安全性の確保を優先すべきが、30.9%と両立に次ぐ割合を占めた。一方で、「歴史的な景観の保全を優先すべき」は7.8%に留まる結果となった。



14

4. 市民アンケート調査結果

【自由意見（問15）】

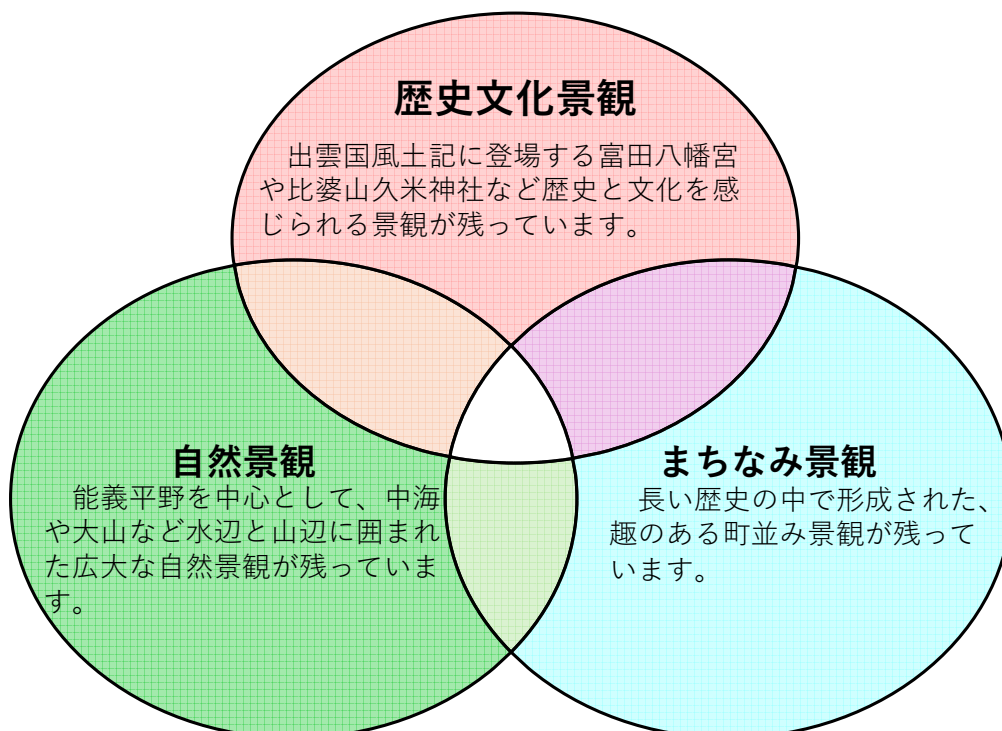
引用：住民アンケート原文のまま

<p>安来の良いところ</p>	<p>・ <u>大山の景観や野鳥の姿を見ることができる</u>のが安来の良い所だと思います。 ・ 安来市の良さは、チューリップ、桜、田畑などの<u>自然や歴史的な建物などの調和</u>だと思って、育ち在住してきました。</p>
<p>歴史文化</p>	<p>・ 現在の安来市の<u>景観に対する取組は一部（月山）に集中しているように思う</u>。まだ他にも目を向けるべき歴史的物件が多くあるので、検討してほしい。</p>
<p>空き家 耕作放棄地</p>	<p>・ 安来市でも空き家が多くなってきていると思います。家も傷んでいたり、周りに草が高くなって見苦しい。せっかく観光地に市外・県外の方が来られても近くに見苦しい<u>空き家があると残念</u>かと思います</p>
<p>発電施設</p>	<p>・ 空き地にソーラーパネルをたくさん設置しているところをよく見かけますが、<u>景観を損ねていると感じます</u>。設置の規制を希望します。</p>
<p>工場進出</p>	<p>・ 村田製作所が来るとの事ですが、<u>どのくらい変わるのか心配もある</u>。アパートやマンションも増えるのかと思うとなおさら心配です。 ・ 特に景観が良くないとは感じませんが、村田製作所の進出のような<u>施策によって多少悪くなくてもやむを得ない</u>と思います。</p>
<p>国道・駅</p>	<p>・ 玄関口（駅・国道沿い）の景観が弱い。市外から訪れる人が最初に見る場所の印象が<u>安来市の魅力を伝えきれていない</u>。</p>
<p>地域の負担</p>	<p>・ 景観は気になるが、地域住民、<u>コミュニティでの活動になると、負担が増す</u>ので反対</p>

15

5. 安来市の景観特性

景観は大きく分けて以下の3つに分類することができます。分類の中で安来地区・広瀬地区・伯太地区それぞれの特性を分析します。



16

5. 安来市の景観特性（歴史文化景観－安来地区）

三重塔をはじめとした重要文化財を擁する安来清水寺や1300年以上の歴史を持つ月輪の神事の祭事などの伝統文化が特徴です。

歴史資源	伝統文化資源
安来清水寺、赤江八幡宮、雲樹寺、能義神社、古代出雲王陵の丘、広瀬清水街道	月の輪神事の祭事、安来節、足立美術館、赤江八幡宮御田植神事、和鋼博物館



5. 安来市の景観特性（歴史文化景観－広瀬地区）

日本五大山城の一つである月山富田城をはじめ、出雲国風土記に登場する富田八幡宮などの景観が特徴です。

歴史資源	伝統文化資源
月山富田城跡、富田八幡宮、勝日高守神社、広瀬藩邸跡、歴史資料館	広瀬祇園祭、比田踊、嫁来い観音婿来い地藏、尼子の里のおひなまつり



5. 安来市の景観特性（歴史文化景観－伯太地区）

出雲国風土記に登場する比婆山久米神社や戦国時代に尼子氏の拠点であった山城跡など歴史を感じられる景観が特徴です。

歴史資源	伝統文化資源
比婆山久米神社、長台寺、安田要害山城跡、母里藩陣屋跡、赤屋城山城跡、旧奥野邸	田面神社五穀祭



19

5. 安来市の景観特性（自然景観－安来地区）

能義平野を中心に、中海や大山など水辺と山に囲まれた広大な自然景観が特徴です。

水辺の景観資源	山の景観資源	花、動植物の景観資源
中海、伯太川、飯梨川、吉田川	大山、十神山	白鳥、社日桜、清水寺の紅葉



20

5. 安来市の景観特性（自然景観－広瀬地区）

月山をはじめとした山間と川沿いの景観が一体となっているのが特徴です。

水辺の景観資源	山の景観資源	花、動植物の景観資源
飯梨川、山佐川、山佐ダム、布部ダム	月山	シバザクラ



月山富田城跡から望む飯梨川（富田）

飯梨川堤防沿いのシバザクラ（菅原）

猿隠高原のシバザクラ（東比田）
出典：第23回安来市観光コンクールより

広瀬小学校校庭から望む月山（広瀬）

山佐ダム湖（上山佐）

5. 安来市の景観特性（自然景観－伯太地区）

日本名水百選にも選ばれた鷹入の滝や、井尻小学校のすぐ横を流れる伯太川など、豊富な水辺と山の景観が特徴です。

水辺の景観資源	山の景観資源	花、動植物の景観資源
鷹入の滝、伯太川	安田要害山、比婆山、上の台緑の村、大山	チューリップ畑



安田要害山展望台から望む大山（安田関）

上の台緑の村（高江寸次）

鷹入の滝（上小竹）

伯太川（井尻）

母里の風車とチューリップ畑（東母里）

5. 安来市の景観特性（まちなみ景観－安来地区）

たたら製鉄の積み出し港として栄えた面影が残るまちなみや、ハガネの生産地として発展してきた工業地域が特徴です。



安来市役所から望むまちなみ（安来町）



西灘のまちなみ（安来町）



並河家住宅周辺（安来町）



やすぎ懐古館 一風亭（安来町）

23

5. 安来市の景観特性（まちなみ景観－広瀬地区）

戦国時代に月山富田城の城下町として栄えた面影を残す、古い建物やカギ型の道路などが特徴です。



広瀬小学校から望むまちなみ（広瀬）



広瀬清水街道（広瀬）



まちなみ（広瀬）



広瀬町民会館（広瀬）

24

5. 安来市の景観特性（まちなみ景観－伯太地区）

江戸時代に母里藩の陣屋町として栄えた面影を残す、古い建物やまちを囲む広大な農地などが特徴です。



伯太中学校駐車場から望む大山（西母里）



まちなみ（母里）



まちなみ（母里）



はくた文化学習館（母里）

25

6. 景観計画の方向性（基本理念や目標の設定）

関連計画の将来像やキーワード

○第3次安来市総合計画 将来像 ※策定中

「ワザを磨き、安らぎをつむぎ、シンカするまち」

○第2次安来市総合計画 将来像

「人が集い未来を拓くものづくりと文化のまち」

○安来市都市計画マスタープラン

「水と緑が織りなす歴史・文化と調和する交流拠点都市“やすぎ”」

○安来市民憲章（一部抜粋）

- ・美しい四季の風景と豊かな自然を守り 未来につなげます
- ・歴史と伝統を守り 新たな文化の創造やものづくりにはげみます

安来市の景観特性を踏まえて、
景観計画策定の意義や基本理念、目標を定めます。

26

6. 景観計画の方向性（区域設定）

【景観計画区域と景観計画重点区域の方針】

市域全体的に、現にある良好な景観を保全する必要がある土地の区域等、景観計画区域に適合する区域と想定され、**市全体を対象（中海含む）**とすることを想定。

また、景観計画重点区域については、**今回は指定しない。**

○景観計画区域

対象：良好な景観を保全する必要がある区域

指定区域：**市全体（中海含む）**

○景観計画重点区域

対象：景観計画区域の中で、良好な景観を形成する上で、より重点的に保全する必要がある区域

指定区域：**今回は指定しない**

○景観計画重点区域候補地（任意）

対象：良好な景観を形成している区域で、今後重点区域への指定を検討する区域

指定区域：**検討中**



27

6. 景観計画の方向性（届出等に基づく策定事項）

【届出対象行為と景観形成基準】

根拠法令		対象となる行為	
景観法 第十六条	第一項 第一号	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	
	第一項 第二号	工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	搭状工作物、風車、遊戯施設等
			製造施設、処理施設、貯蔵施設等
			垣、柵、塀等
		橋梁、歩道橋、高架道路等	
		太陽光パネル等	
第一項 第三号	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為その他政令で定める行為		
景観法施行令 第四条	第一号	土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更	
	第二号	木竹の植栽又は伐採	
	第四号	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	
	第五号	公有水面の埋立又は干拓	
第六号	特定照明（ライトアップ、イルミネーション等）		

対象となる行為に対して、景観形成基準を定めます。建築物や工作物については配置や高さ、意匠・素材、色彩や緑化、設備などに対する基準を設けます。

→**今回は県条例相当の基準とする。**

28

6. 景観計画の方向性（その他の景観形成に関する事項）

【届出等以外の景観形成に関する事項】

景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木の指定や、屋外広告物による景観づくりの取り組みについて検討します。

○景観重要建造物及び景観重要樹木：今回は指定しない

※指定方針（どのような条件を満たす場合に指定するか）は定める。

○屋外広告物：今回は県条例相当の規制とする

【景観形成の推進方策等】

景観づくりを推進していくための方針や方策などについて設定します。

行政・市民・事業者の役割分担や、計画の進行管理（PDCA）などについて、他市の事例などを参考にとりまとめます。